

## 送迎加算に関する届出書

令和 2 年 4 月 15 日 提出

事業所の名称	丸八作業所		
サービスの種類	生活介護	多機能型又は同一敷地内に複数事業所の有無(※1)	有 <input checked="" type="radio"/> 無
異動区分 (該当の番号に○)	1 <input checked="" type="radio"/> 新規 2 変更		多機能型等で送迎に関して一の事業所として扱う場合は、事業所名称とサービス種類について各欄に併記すること
適用年月日	令和 2 年 4 月 1 日		
算定する加算の種別 (該当の番号のいずれかに○) 【短期入所、重度障害者等包括支援は記入不要】	1 送迎加算(Ⅰ) 2 <input checked="" type="radio"/> 送迎加算(Ⅱ)		
1 送迎の状況① (全サービス)	当該事業所において行われる通所サービス等の利用につき、利用者の送迎を行っていること。		有 <input checked="" type="radio"/> 無
2 送迎の状況② (短期入所、重度障害者等包括支援以外)	ア 加算(Ⅰ)を算定する場合	1回(片道)の送迎につき、平均10人以上(※2)が利用し、かつ、週3回(週3日)以上の送迎を実施	有 <input checked="" type="radio"/> 無
	イ 加算(Ⅱ)を算定する場合	1回(片道)の送迎につき、平均10人以上(※2)が利用し、又は、週3回(週3日)以上の送迎を実施	有 <input checked="" type="radio"/> 無
3 送迎の状況③ (生活介護のみ)	送迎を利用する者のうち、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者(※3)が100分の60以上		有 <input checked="" type="radio"/> 無

前月15日までの届け出により翌月から算定可能(4月適用のみ期限に例外あり)

- ※1 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合(児童関係は除く)は、原則として一の事業所として取り扱う。(ただし、3の追加加算については生活介護のみに着目して算定する。)この場合、届出書は全体で1部提出とし、「事業所の名称」欄及び「サービスの種類」欄には該当するすべての事業所について列記すること。
- ※2 利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上
- ※3 「これに準ずる者」とは、区分4以下であつて認定調査票における行動関連項目の点数の合計が10点以上の者又は区分4以下であつて喀痰吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。)を必要とする者をいう。
- ※4 共生型を行う事業所においては、要介護者を除いて算定要件を満たすこと。
- (注1) 原則として、居宅(指定共同生活援助事業所を含む。)と当該障害福祉サービス事業所との間の送迎を実施した場合に算定できる。事業所の最寄り駅や集合場所と間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要がある。なお、事業所外で支援を行った場合、事業所外の活動場所から居宅等への送迎も算定対象となる。
- (注2) 送迎加算算定時における燃料費等実費の徴収については、平成26年7月24日付愛知県健康福祉部障害福祉課通知「送迎加算算定時における「燃料費等の実費」の受領について」を参照すること。